

(別添3)

## 指定障害福祉サービス事業者等監査指針

### 第1 目的

この監査指針は、都道府県知事又は市町村長（特別区区長を含む。以下同じ。）が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第48条、第49条及び第50条の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者若しくは指定障害福祉サービス事業者であった者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者であった者（以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。）及び指定障害者支援施設等の設置者若しくは指定障害者支援施設等の設置者であった者若しくは当該指定に係る施設等の従業者であった者（以下「指定障害者支援施設等設置者等」という。）に対して行う自立支援給付に係る障害福祉サービス若しくは療養介護医療、法第51条の27、第51条の28及び第51条の29の規定に基づき、指定一般相談支援事業者若しくは指定一般相談支援事業者であった者若しくは当該指定に係る相談支援事業所の従業者であった者（以下「指定一般相談支援事業者等」という。）及び指定特定相談支援事業者若しくは指定特定相談支援事業者であった者若しくは当該指定に係る相談支援事業所の従業者であった者（以下「指定特定相談支援事業者等」という。）に対して行う自立支援給付に係る相談支援及び、都道府県知事（指定都市市長及び中核市市長を含む。）が、法第66条、第67条及び第68条の規定に基づき、指定自立支援医療機関若しくは指定自立支援医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師、その他の従業者又は指定自立支援医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師、その他の従業者であった者（以下「指定自立支援医療機関開設者等」という。）に対して行う自立支援給付に係る自立支援医療（以下「自立支援給付対象サービス等」という。）の内容並びに自立支援給付に係る費用の請求に関する監査についての基本的事項を定めることにより、自立支援給付対象サービス等の質の確保及び自立支援給付の適正化を図ることを目的とする。

### 第2 監査方針

監査は、指定障害福祉サービス事業者等、指定障害者支援施設等設置者等、指定一般

相談支援事業者等、指定特定相談支援事業者等及び指定自立支援医療機関開設者等（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）の自立支援給付対象サービス等の内容等について、法第 49 条、第 50 条、第 51 条の 28、第 51 条の 29、第 67 条及び第 68 条に定める行政上の措置に該当する内容であると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は自立支援給付に係る費用の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合（以下「指定基準違反等」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとることを主眼とする。

### 第 3 監査対象となる障害福祉サービス事業者等の選定基準

監査は、下記に示す情報を踏まえて、指定基準違反等の確認について必要があると認める場合に行うものとする。

#### （1）要確認情報

- ① 通報・苦情・相談等に基づく情報
- ② 市町村、相談支援事業等へ寄せられる苦情
- ③ 自立支援給付の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者

#### （2）運営指導において確認した情報

法第 10 条第 1 項及び第 11 条第 2 項により指導を行った市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は都道府県が障害福祉サービス事業者等について確認した指定基準違反等

### 第 4 監査方法等

#### （1）報告等

指定権限のある都道府県知事又は市町村長は、指定基準違反等の確認について必要があると認めるときは、障害福祉サービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該障害福祉サービス事業者等の当該指定に係るサービス事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査（以下「実地検査等」という。）を行うものとする。なお、指定権限のない市町村長が実地検査等を行う場合は

次の①から③までによるものとする。

- ① 市町村長は、指定障害福祉サービス事業者等、指定障害者支援施設等設置者等、指定一般相談支援事業者等及び指定特定相談支援事業者等について実地検査等を行う場合、事前に実施する旨の情報提供を指定権限のある都道府県知事又は市町村長に対し行うものとする。

なお、自立支援給付対象サービス等に関して、複数の市町村に関係がある場合には、都道府県が総合的な調整を行うものとする。

- ② 市町村長は、指定基準違反等と認めるときは、文書によって指定権限のある都道府県知事又は市町村長に通知を行うものとする。なお、都道府県知事と市町村長が同時に実地検査等を行っている場合には、通知を省略することができるものとする。
- ③ 指定権限のある都道府県知事又は市町村長は、②の通知があったときは、速やかに以下の（３）から（５）までに定める措置をとるものとする。

## （２） 監査結果の通知等

監査の結果、改善勧告に至らない軽微な改善を要すると認められた事項については、後日文書によってその旨の通知を行うとともに、当該障害福祉サービス事業者等に対して、文書で通知した事項について、文書により報告を求めるものとする。

## （３） 行政上の措置

指定権限のある都道府県知事及び市町村長は、指定基準違反等が認められた場合には、法第 49 条、第 50 条、第 51 条の 28、第 51 条の 29、第 67 条及び第 68 条に定める「勧告、命令等」、「指定の取消し等」の規定に基づき行政上の措置を機動的に行うものとする。

### ① 勧告

障害福祉サービス事業者等に法第 49 条第 1 項から第 3 項まで、第 51 条の 28 第 1 項から第 3 項まで、又は第 67 条第 1 項に定める指定基準違反の事実が確認された場合、当該障害福祉サービス事業者等に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができる。

これに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

当該障害福祉サービス事業者等は、勧告を受けた場合は期限内に文書により報告

を行うものとする。

② 命令

障害福祉サービス事業者等が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該障害福祉サービス事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。

当該障害福祉サービス事業者等は、命令を受けた場合は期限内に文書により報告を行うものとする。

③ 指定の取消等

指定基準違反等の内容等が、法第 50 条第 1 項各号、同条第 3 項で準用する同条第 1 項各号（第 12 号を除く。）、第 51 条の 29 第 1 項各号及び第 2 項各号並びに第 68 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合には、当該障害福祉サービス事業者等（のぞみの園を除く。）に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止すること（以下「指定の取消等」という。）ができる。

(4) 聴聞等

監査の結果、当該障害福祉サービス事業者等が命令又は指定の取消等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 13 条第 1 項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。

ただし、同条第 2 項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は、適用しない。

(5) 経済上の措置

① 都道府県知事又は市町村長が取消処分等（命令を除く。）を行った場合に、当該障害福祉サービス事業者等が法第 8 条第 2 項に規定する偽りその他不正の行為により自立支援給付費の支給を受けている場合には、その支払った額につきその返還させるべき額を不正利得とし、当該支給に係る市町村（精神通院医療に係る自立支援医療費の支給に関しては都道府県とする。）に対し、当該不正利得の徴収を行うよう要請するものとする。

- ② 上記①の不正利得については、原則として、法第8条第2項の規定により当該返還させるべき額に100分の40を乗じて得た額を併せて徴収するものとする。

## 第5 その他

- (1) 監査は、別に定める監査に関するマニュアルに基づき行うものとする。
- (2) 都道府県が監査を実施した場合はその障害福祉サービス事業者等の事業活動区域に所在する市町村に対して、また、市町村が監査を実施した場合は都道府県に対して、監査結果の通知及び処分等の内容について情報の提供を行う。
- (3) 指定権限のある都道府県及び市町村は、取消処分等の内容について、当該内容を決する前に、別に定めるところにより、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課に情報提供を行う。
- (4) 都道府県及び市町村は、監査及び行政措置の実施状況について、別に定めるところにより、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課に報告を行う。